

北広島市 2026 年第 1 回定例市議会（2 月 16 日～3 月 19 日） 3 月 2 日 代表質問 鶴谷聡美

衆議院議員選挙経費、市内福祉施設等に対する支援金給付経費、物価高騰による給食経費の保護者負担軽減のための支援金及び賄材料費の増、市民一人当たり 6,000 円のデジタル暮らし応援券配布経費、さんぽまち・東部線の 2024 年度運行に係る地域公共交通事業者に対する補助金、天使歩道橋の工事等に要する経費、市道除排雪に係る委託料の増など、9 億 8,683 万円の補正予算を可決。一般会計予算は合計で 361 億 7,841 万円となりました。北広島市総合計画にかかる基本構想の変更、北広島市宿泊税条例の制定、北広島市犯罪被害者等支援条例の制定、北広島市景観条例の制定、北広島市手数料徴収条例の一部を改正、北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の一部改正、北広島市体育施設条例の一部改正、北広島市大曲ふれあいプラザ条例の廃止、資源リサイクルセンター火災復旧工事の請負契約等、議案 28 件を可決。2026 年度予算に係る議案 7 件は、予算審査特別委員会で審議され、すべて原案可決となりました。

質 問	答 弁
1. 平和行政について ・先の衆院選で自民党が単独で衆議員の 3 分の 2 の議席を確保し、憲法改正の発議が可能な議席数となったことで、高市首相は改正案を発議し、少しでも早く国民投票が行われる環境をつくりたいと述べた。改正案では、自衛隊の明記をはじめ、緊急事態条項の追加など、平和行政に取り組んでいる自治体の平和理念に逆行する内容となっており、市民からの不安と懸念の声が寄せられている。平和都市宣言をしている多くの自治体と連帯し、武力に頼らない平和を築く取組を進めるべきと考える。憲法改正について、上野市長の見解を伺う。	1. ・憲法改正については、慎重に議論を重ねるとともに、国民の皆様の声をしっかりと聞き、理解を得ることが重要であると考えており、引き続き国の動向を注視していきたい。
2. 主要施策について ・新年度に取り組む地域コミュニティの推進として、自治会・町内会活動のデジタル化を支援する講座について、どのように行うのか。 ・市民からの問い合わせや意見提出の方法について、市 LINE 公式アカウントやフォーム入力など、情報発信と手続のデジタル化が進んでいると認識している。「きたひろしま市民の声」への問い合わせや情報提供等の利用状況について伺う。出前講座は、市民に市政や市の事業等について共通理解の下、まちづくりをすすめるため、多岐にわたる講座メニューが用意され、行われている。出前講座の実施状況、及び新年度の講座メニューの検討状況について伺う。	2. ・2024 年度に自治会・町内会長を対象に実施した調査では、自治会・町内会の課題について、97%が「役員の成り手不足」、77%が「デジタル化が進まない」と回答していることから、役員の負担軽減を図るとともに、生活様式の多様化にも有用なデジタル化を推進するため、自治会・町内会が LINE オープンチャットを活用した電子回覧板を導入するまでのサポートを行う講習会を行う。 ・「きたひろしま市民の声」の受付状況は、令和 6 年度の受付件数は 109 件。受付媒体の内訳は、市のホームページの専用フォームが 90 件、文書での提出が 8 件、電話及び口頭での提出が 11 件となっている。出前講座は、2024 年度は 65 回開催し、参加者は延べ 1,185 人。2026 年度の講座メニューは、現在、集約を行っているが、新規事業や変更がある制度については、できる限りメニュー化したい。
3. 高齢者支援・介護・地域福祉の推進について ・2025 年第 4 回定例会で、2027 年介護保険制度改正に関する請願が議会の総意で採択され、次期改正が利用者にも事業者にも持続可能な制度となるよう、6 項目について要望する意見書が国に提出された。本市のこれからの高齢者支援と介護施策に関する懸念や課題について、どのように認識しているのか伺う。また、必要な制度改正が進むよう、市としても国、道など関係機関への要望・要請に取り組むべきと考えるが、見解を伺う。 ・市民ネットワークは、市民の声とともに介護関連の資格取得費用の助成について提案を重ねてきた。介護関連の資格を持つスタッフの稼働により処遇改善加算が増えるが、介護職員にステップアップを勧めたくても資格取得費用の負担や、人手不足で受験する余裕がない等の声が寄せられている。新年度予算案において、介護福祉士・介護支援専門員の研修受講料の一部助成が行われるが、どのような助成内容となっているのか伺う。 ・福祉人材確保対策に関連し、本市における介護人材の不足状況について、どのように認識しているのか見解を伺う。	3. ・昨今の高齢化の進行等により、介護給付費の増加、要介護状態の重度化、認知症高齢者の増加等とともに、介護の現場を支える人材不足が全国的な問題となっていることから、市、地域住民、介護事業所等が一体となり、地域における継続的なサービス提供体制を確保していくことが重要と認識している。また、国や北海道などの関係機関に対し、全国市長会等を通じて持続可能な介護保険制度の確立、介護人材の確保、低所得者対策、介護報酬の改定等について、必要な措置を講じることを要請している。 ・次年度予算案に計上しているキャリアアップ支援助成金は、市内の介護事業所等で一定期間就業し、研修の受講を通じて技能の向上を図った方に対して、研修の受講に要した費用の半額、5 万円を上限として助成するものである。 ・市内介護サービス事業所を対象に、介護報酬改定の影響等、実態把握を目的として実施したアンケート調査の結果、在宅系の介護サービス事業所を中心に、ヘルパーや介護支援専門員等の確保が困難となっている状況等が見受けられた。こうした市内介護サービス事業所の状況等をふまえ、本市としての人材確保対策の一つとして、新たにキャリアアップ支援助成金を次年度予算案に計上した。

質 問	答 弁
4. 教育施策について ・防災食育センターでは、小学校のアレルギー対応給食が提供されているが、調理・配膳作業や喫食の状況について伺う。また、米をはじめ、あらゆる給食食材の調達価格が高騰していると推察する。この間の給食食材の調達費用等の変動状況について伺う。 ・市政執行方針及び教育行政執行方針で、不登校の未然防止や支援の充実に向けた施策が述べられ、教育支援センターみらい塾の移転、全ての小中学校に校内教育支援センターを設置、心の教育相談員の配置時間数の増及びフリースクール等の利用料の一部助成が提案された。検討経過及び理由について伺う。 ・本市には、星槎フリースクール北広島が開設されている環境があることから「北広島への転入のきっかけとなった」という話を伺っている。フリースクールの助成制度について、市外在住の子育て家庭にも情報が届く周知も必要と考える。フリースクール等の利用料の一部助成を含め、本市の不登校支援の周知について、どのように検討しているのか伺う。	4. ・今年度の2学期から実施している卵と乳の食物アレルギー対応食については、専用の調理室で調理を行い、個人ごとの専用の容器及び食器を使用して提供している。また、配食時、配送時、配膳時、喫食時において、提供間違いがないように確認を徹底している。現在の食物アレルギー対応食の提供状況につきましては、卵のみアレルギーのある方が6名、乳のみアレルギーのある方が3名、乳と卵両方にアレルギーのある方が1名の合計10名。 また、給食食材の調達費用の変動状況については、本市の中学校給食においては、1食当たりの食材費が2022年度354円、2023年度360円、2024年度367円、2025年度390円となっており、食材費の高騰が続いている。 ・新年度（2026年度）の不登校支援等の検討経過については、全国的な不登校児童生徒数の増加を背景に、不登校支援について喫緊の課題とされている中、本市においても不登校児童生徒数が増加傾向であるとともに、不登校支援のニーズが様々である状況をふまえ、早急な支援が必要であると判断し、検討をすすめた。 ・不登校支援についての周知と情報発信について、フリースクールへの助成等については、市内の児童生徒へは周知が図られているところですが、市外まで広く発信というところまではまだ至っていない。どのような発信が、効果があるのか等も含めて調査・研究する。
5. 子ども・子育て施策について ・産後ケア事業は、産前産後の切れ目ない支援として、市民ネットワークの提案から検討、開始された事業で、宿泊型、通所型プランに、2021年度からは訪問型が拡充された。ケア対象の拡大内容について伺う。 ・子育て世帯訪問支援事業は、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが目的と認識しているが、具体的にどのような支援が行われるのか、検討状況について伺う。 ・2012年の北広島市子どもの権利条例制定から14年。条例制定の成果と今後に向けた取り組みについて、見解を伺う。 ・こども家庭庁では、「こども意見ファシリテーター養成講座」を各地で行っている。受講対象者は、子ども・若者の意見反映に取り組む行政職員やNPO団体等の職員やボランティア等。子どもの意見表明と子ども参加をすすめ、子どもの権利について認知度を高めるための取り組みとして、本市での誘致について検討していただきたい。見解を伺う。 ・児童センター未整備地区における小学生向けの出張ひろばは、年2回、2時間のイベント的な開催で、子どもたちからは「つぎはいつ？」と期待の声が寄せられる。また、保護者からは、「東部地区は広く、小学生だけで行ける場所が限られる」等の声が寄せられている。子どもが「行きたい」「居たい」と思う居場所づくりについて、ヒアリングやアンケート等実施し、既存施設の活用や地域資源を活かす手法も含め、児童センター、または子どもの居場所について検討をすすめるべきと考えるが、併せて見解を伺う。	・産後ケア事業は、出産後の産婦に対して、助産師が育児の支援や心身のケアを行うものであり、現在、宿泊型、日帰り型、訪問型の3種類を実施している。本年4月から、利用できる子どもの対象月齢を宿泊型及び日帰り型については、従前の生後4か月未満から生後6か月未満までに、訪問型については、生後4か月未満から1歳未満までに拡大することとした。 ・子育て世帯訪問支援事業については、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等のお宅を支援員が訪問し、家事や子育て等を支援するものであり、このほかにも子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言などを行うことを想定している。 ・本市では、巡回子どもの権利相談を実施することで、事態が深刻になる前の段階から相談を受ける体制ができており、また、国に先行して子どもの権利の推進に取り組んできたことから、子どもの権利に対する市民の理解は深まっているものと考えている。今後も、巡回子どもの権利相談などを通じ、一層の周知を図っていく。 ・本市の子ども施策の取り組みにあたっては、他自治体において先進的に取り組まれている事例等を参考にするとともに、国の施策についても注視しながら、今後の展開について見定めてまいりたい。 ・子どもの居場所づくりについて、これまでも子どもの権利推進計画策定の際や、子ども計画策定に係るニーズ調査、子どもの居場所をテーマにした子ども会議において、適宜子どもの意見を聴取してきた。 東部地区の子どもの居場所機能については、現在、出張型ひろばや官民の各種事業が子どもの居場所として一定の役割を担っているところだが、今後、地域における施設の整備について検討するに当たっては、児童センターの在り方も含めて整理していくものと考えている。その際には、こども基本法や子どもの居場所づくりに関する指針を踏まえ、子どもの意見も聴取していくことになるものと考えている。